

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年九月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年十二月二十一日

指令川建セ第二七〇〇六九〇号

二 検査済証番号

平成二十八年九月八日

川建セ第二八〇〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三千六百九番三、三千六百十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山千六百八十四番地一(向台住宅二―三〇三)

滝本 雅之